（前のページより続き）
法　務
再審による無罪判決の公示（姫路簡易裁判所）　一〇
労　働
争議行為の通知の公表について（厚生労働省）　一〇
国家試験
平成二十三年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の試験場（公認会計士・監査審査会）　一〇
第二十五回管理栄養士国家試験（追加試験）の施行（厚生労働省）　一〇
管理栄養士国家試験委員の公告（同）　一〇
第四十三回社会保険労務士試験の試験地の変更について（同）　一〇
〔資　料〕
閣議決定等事項　一二
〔公　告〕
諸事項　一二
官庁
第三者所有物の没収、司法書士懲戒処分、経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定附属書一の日本国の表において関税の譲許が一定の額を限度の基準として定められている物品の輸入額、官民連携新技術研究開発事業における研究開発課題、建設業の許可の取消処分関係　一二
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三
特殊法人等
公立学校共済組合役員の退職及び就職、日本郵政共済組合定款の一部変更関係　一七
会社その他

府　令

○内閣府令第二十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第百六十二条の二の規定に基づき、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

内閣総理大臣　菅　**直**人

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令

（定義）

第一条　この府令において使用する用語は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号。以下「有価証券取引等規制府令」という。）において使用する用語の例による。

（発行会社による上場等株券の買付け等の特例）

第二条　発行会社が取引所金融商品市場において上場等株券の買付け等を行う場合には、有価証券取引等規制府令第十七条の規定の適用については、同条中「次に掲げる要件」とあるのは「次に掲げる要件（第二号に掲げる要件を除く。）」と、同条第四号イ中「百分の二十五」とあるのは「百分の百」とする。

（発行会社以外の者による上場等株券の買付けの委託等の特例）

第三条　有価証券取引等規制府令第十六条第二号から第四号までに掲げる上場等株券の買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う者が当該買付け若しくはその委託等又はこれらの指図を行う場合には、有価証券取引等規制府令第二十一条の規定の適用については、同条中「第十七条各号」とあるのは、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の特例に関する内閣府令（平成二十三年内閣府令第二十号）第二条の規定による読替え後の第十七条各号（第二号を除く。）」とする。

附　則

1　この府令は、平成二十三年五月一日から施行する。

2　この府令は、平成二十三年十月三十一日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する罰則の適用については、この府令は、その時以後も、なおその効力を有する。

3　この府令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

省　令

○厚生労働省令第五十四号

労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十条の規定に基づき、社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令を次のように定める。

平成二十三年四月二十八日

厚生労働大臣　細川　律夫

社会復帰促進等事業に要する費用に充てるべき額の特例に関する省令

平成二十五年度以前の各年度の予算及び決算における労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第四十三条の規定の適用については、同条中「労働者災害補償保険特別支給金支給規則」とあるのは、「賃金の支払の確保等に関する法律第三章の規定による未払賃金の立替払事業及び労働者災害補償保険特別支給金支給規則」とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行し、平成二十三年度の予算から適用する。